

新旧対照表

(別紙2)

【通関業務法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(料金表を適用しない手続)</p> <p>18 - 2 18 - 1 の規定にかかわらず、次に掲げる手続については、18 - 1 の表(備考を含む。)に掲げる料金は適用しない。</p> <p>イ 輸入貨物の評価に関する申告(関税法施行令第4条第3項に基づく申告に限る。)</p> <p>口 (省略)</p> <p>ハ 関税法第7条の2第1項の承認の申請</p> <p>二 関税法第67条の3第1項の承認の申請</p> <p>ホ~ト (省略)</p> <p>チ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請</p>	<p>(料金表を適用しない手続)</p> <p>18 - 2 18 - 1 (<u>通関業務の料金</u>)の規定にかかわらず、次に掲げる手続については、18 - 1 の表(備考を含む。)に掲げる料金は適用しない。</p> <p>イ 輸入貨物の評価に関する申告(関税法施行令第4条第3項(<u>包括申告書</u>))に基づく申告に限る。)</p> <p>口 (同左)</p> <p>ハ 関税法第7条の2第1項(<u>申告の特例</u>)の承認の申請</p> <p>二 関税法第67条の3第1項(<u>輸出申告の特例</u>)の承認の申請</p> <p>ホ~ト (同左)</p> <p>チ <u>包括事前審査申出</u>(「<u>包括事前審査制度について</u>」(平成12年3月31日付蔵関第245号)における包括事前審査申出をいう。)の申請</p> <p>リ (同左)</p>